いじめ防止基本方針

秋田市立四ツ小屋小学校

令和７年４月改訂

１　いじめの定義と基本的な考え方

（１）いじめの定義

いじめとは、子どもが一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じるものをいいます。

深刻ないじめはもとより、社会通念上の「力の差」「継続的」「意図的」等の要素は含まず、極めて広範であるととらえます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うものとします。

（２）基本的な考え方

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しています。

いじめは人間の尊厳を脅かし人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。いじめについて次のように理解し、子どもたちをいじめから守っていきたいと思います。

・いじめは、卑怯な行為であり絶対に許されないものです。
・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こり得るものです。
・いじめは、見ようとしなければ見えないものです。
・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があります。
・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題です。
・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しません。

本校では、以上のような認識に立ち、子ども同士、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深めることでいじめの未然防止に努めるとともに、子どもの小さな変化を見逃さずにいじめの早期発見に努めます。また、いじめが発生した際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援に努めます。

2　いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛けるとともに、子どもに学習に対する達成感・成就感をもたせるよう工夫し、自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるよう努めます。さらに、子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

（１）学級づくりや集団づくりの充実

①自分や友達の「よさ」を見つけ称賛する場の設定

・朝の会や帰りの会、学活の時間等に「よさ」を紹介し合ったり、学級において自分の役割を果たし友達の役に立っていることを称賛し合ったりする場を設定します。

②風の子集会における子ども主体の活動の推進

・計画委員会を中心に、長期休み明け等、全校のあいさつに対する意識を高めることができるようにあいさつ運動を実施します。

・児童集会において、学校生活がよりよいものとなるように、各委員会がアイデアを出し、全校に呼びかけを行います。

③年間を通した異学年交流活動の取組

・風の子ふれあい活動や風の子まつりを通して、異学年の仲間と触れ合い、思いやりや協力の気持ちを育てる機会を設定します。

（２）学び合いを大切にした授業づくりの推進

①基礎的・基本的な学習内容の定着に向けた継続的な取組

・一人一人に確かな学力を付けるためにスキルタイムの活用に努めます。

・週テスト、全校テスト等の活用に努めます。

②学び合いを効果的に位置付けた学習展開の工夫

・ペアや少人数での活動など学習形態を工夫します。

・子どもが自分の考えを伝えたり、他の考え方に触れたりすることで互いの「よさ」を感じることができる場を設定します。

③確かな学びを成立させるための終末の工夫

・「分かった、できた」を実感できるまとめの工夫に努めます。

（３）家庭や地域と連携した道徳教育の推進

①保護者や地域の方への道徳の授業の公開

・ＰＴＡや学校運営協議会の際に道徳の授業を公開します。

3　いじめの早期発見の取組

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という基本認識に立ち、全ての職員が子どもの様子を見守るとともに、日常的な観察を丁寧に行うことによって子どもの小さな変化を見逃しません。いじめの早期発見は、迅速な対応への大前提となるものです。全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高め、いじめを見逃さない取組を推進します。

（１）アンケートの実施

・毎月「なかよしアンケート」を実施します。ＩＣＴを活用することで、いじめを早期に発見し、迅速な対応に努めます。また、必要に応じて教育相談や聞き取りを実施します。

・年２回（６月・１１月）生活アンケートを実施し、普段の生活の様子や、子ども同士の人間関係の把握に努めます。

（２）教育相談の実施

・年２回（７月・１２月）担任による個人面談を実施して、子どもの悩みや不安を聞き取ります。

・保護者面談（８月全員、１２月希望者）を実施して、情報の収集に努めます。

（３）相談窓口の拡大

・学級担任や学年部職員以外にも、教頭、生徒指導主事などが、随時、子どもや保護者の相談窓口になります。

（４）「校内いじめ対策委員会」での情報共有

・子どもの発信する兆候や訴えを学級担任などが抱え込まずに、管理職に報告・相談するとともに、「校内いじめ対策委員会」においてその情報を共有します。

4　いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応に当たってはいじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては毅然とした指導により心からの反省を促します。

また、いじめた子どもといじめを受けた子ども双方の保護者に指導内容を含め適切に情報を提供しながら協力して解決を図ります。

（１）対応策の検討と役割分担

・「校内いじめ対策委員会」で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たります。

（２）迅速な実態把握と適切な指導・支援

・いじめた子どもと、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。

・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアに努めます。

・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

・傍観者の立場にいる子どもたちにも、集団全体の問題であることを認識させるとともに、どのような行動が必要であるかを考えさせる指導をします。

（３）スクールカウンセラー、関係機関との連携・調整

・いじめを受けた子どもの心の傷を癒すためにスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。

・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）との連携を図ります。

（４）保護者との連携

・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について適切に情報を提供します。

（５）重大事態への対処

・重大事態が発生した場合は速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

5　いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員による校内組織のほか、外部の方の参加を得ていじめ防止対策のための組織を設置します。

（１）校内いじめ対策委員会

・生徒指導主事を中心に、全教職員により組織し、取組に関する情報の共有や取組方針の決定、具体的な対応の確認などを行います。

（２）四ツ小屋小学校いじめ対策委員会

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事により組織し、基本方針や取組状況の確認、年間計画の見直しなどについて協議します（学校運営協議会と同時開催します）。緊急時には上記のそれぞれの組織にスクールカウンセラー等を加えて対応を協議します。

6　いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

学校報や生徒指導だより、ＰＴＡなどを通し学校のいじめ防止に向けての取組を保護者や地域の方々に説明するとともに、情報提供への協力を要請し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

（１）学校報・生徒指導だよりによる情報発信

・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について、情報を保護者や地域に提供します。

（２）学年・学級ＰＴＡにおける説明、情報収集

・学年・学級における子どもたちの状況を説明し、保護者からの情報も収集します。

（３）ホームページの活用

・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

（４）相談窓口、相談機関の紹介

・学校以外の相談窓口や関係機関による支援制度を紹介します。

（５）講演会等の実施

・外部からの専門家を招いて親子情報モラル研修会を開き、ネット上のいじめ問題について研修します。

7　年間計画

月	いじめ防止に向けての取組（担当）
4	・第１回子どもを語る会　・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート（学級担任）

5	・ようこそ１年生集会（特活部・６年部） ・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート　・地域巡回（学級担任） ・風の子運動会
6	・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・生活アンケート（学級担任） ・第１回学校運営協議会（教頭）
7	・校内いじめ対策委員会　・情報モラル研修会（生徒指導部） ・なかよしアンケート　・児童面談　・保護者面談（学級担任）
8	・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート（学級担任）
9	・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート（学級担任） ・風の子集会「ハッピーライフ４か条」について（計画委員会など）
１０	・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート（学級担任） ・学習発表会（教務主任）
１１	・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・生活アンケート（学級担任）
１２	・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート　・児童面談　・保護者面談（学級担任） ・風の子まつり（特活部）
1	・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート（学級担任）
2	・第２回子どもを語る会　・校内いじめ対策委員会（生徒指導部） ・なかよしアンケート（学級担任） ・６年生ありがとう集会（特活部・５年部） ・第２回学校運営協議会（教頭）
3	・校内いじめ対策委員会　・各種アンケートの整理、保管（生徒指導部） ・なかよしアンケート（学級担任）